

笑顔あふれる学校作りのための 基本方針

(いじめ防止対策基本方針)

《藤沢市立亀井野小学校》

藤沢市立亀井野小学校 笑顔あふれる学校作りのための基本方針 (藤沢市立亀井野小学校いじめ防止対策基本方針)

「この方針は子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが
子どもに対する大人の責務であるとの自覚にたち、
子どもの権利条約に基づき、
子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

「いじめ」とは「児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童（生徒）がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童（生徒）の立場に立って、その児童（生徒）が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

- ・本校児童は、自分がされて嫌なこと、相手が嫌な気持ちになる行為をしてはいけません。
- ・本校児童は自分を大切にします。
- ・本校児童は他の人を思いやり、大切にします。
- ・本校児童はいじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときは、一人で悩まずに、家族や友だち、学校、市、関係機関に相談します。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめ

を行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

（地域との連携）

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

（児童会活動）

いじめは児童の中で起こっています。本校教職員は子どもたちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感、自己肯定感がはぐくまれるように努めます。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくことや、学級や学年の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団作りを進めていくことに努めます。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかわる時間を多くするように努めます。

（2）いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 児童対象学校生活アンケート調査（年3回）
 - ② アンケート実施後の個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査
 - ③ 随時児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
- ※ 学級担任との面談
- ※ 児童支援担当教諭や養護教諭、スクールカウンセラーなどとの面談
- ※ 児童には常日頃から困ったことがあったときはすぐ担任や自分が相談できる学校の教員に相談するよう伝えます。
- ※ 保護者からの相談申し込みは連絡帳や電話（8：00～17：00）で受け付けます。
- ※ 児童が担任やその他の教員に相談しづらいときは「藤沢市子ども相談フォーム」を利用できるようにします。
- ※ 学校以外の相談先として「藤沢市いじめ相談ホットライン」「藤沢市いじめ相談メール」「24時間SOSダイヤル（県立総合教育センター）」が利用できるように周

知します。

- ・相談・通報のあった事案は、「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。児童や保護者等からいじめの相談を受けた場合には真摯に傾聴します。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ・教職員がいじめを発見したとき、又は児童や保護者等からいじめの相談を受けたときは、当該いじめにかかる情報を直ちに亀井野小学校いじめ問題対策委員会に報告します。
- ・各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録します。
- ・いじめに係る情報を共有した後は、亀井野小学校いじめ問題対策委員会が中心となり、関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめに係る事実の確認を行います。
- ・事実確認の結果は、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に報告するとともに、教育委員会に報告します。
- ・いじめを受けた児童、その保護者への支援、いじめを行った児童への指導・その保護者への助言等の方針については、亀井野小学校いじめ問題対策委員会にて、組織的に決定します。方針を決定するに際しては、いじめを受けた児童・その保護者の意向を的確に把握し、決定した方針を適切に説明します。
- ・いじめを受けた児童への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを行った児童に対する指導は、その児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童の学習権に十分配慮した上で、いじめを行った児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの事案に係る情報を関係の保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については、日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながるよう生命を大切にすると心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にすると心をはぐくみ、ふれあう教育である「いのちの授業」の展開を図るための取組を進めます。

(5) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、児童支援担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ防止担当者、各学年の児童支援部のメンバー、その他必要と認める者
※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な専門的知見をもっている第三者の参加を検討します。

(2) 活動内容

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組に係る年間計画の作成、実施、実施状況の検証。
- ・児童や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報を収集、記録、共有する。
- ・いじめの疑いのある情報があった際の緊急会議の開催。
- ・関係する児童への事実関係の聴取、アンケート調査、いじめに関連する情報の迅速な収集と記録。
- ・いじめに係る事実確認、当該事実がいじめであるか否かの判断。
- ・いじめを受けた児童の保護や支援、対応方針の決定。
- ・いじめを行った児童に対する指導、支援、対応方針の決定。
- ・いじめを受けた児童の保護者との連携
- ・他の在校生やその保護者に対する情報提供等を中心になって行う。
- ・学校いじめ防止基本方針の策定、見直し。

(3) 会議の開催

月1回グループ会議の時間に開催し、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の報告

学校は、いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

(3) いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること

(別 紙)

年間計画

| | | |
|-----|--|--------------------------|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ○「亀井野小学校のやくそく」の確認、学級指導 1 気持ちよく学校生活を送ろう ・あいさつはすすんでしよう ・ひとのいやがることはしない、いわない ・学校に必要なものは持ってこない <p>○授業参観・懇談会</p> <p style="text-align: right;">○できる範囲での縦割り活動</p> | |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問 ○代表委員会「安心して学校生活を送るために」 ○1, 2, 3, 4年生遠足 ○児童支援部G会議「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」 | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○授業参観懇談会 ○教職員いじめ未然防止、いじめ対応研修 ○児童支援部G会議「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」 ○児童支援全体会 | ○集会活動（集会委員会） |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○児童支援部G会議「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」 | |
| 8月 | | |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ○6年生日光修学旅行 ○児童支援部G会議「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」 | |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ○5年生八ヶ岳野外体験教室 ○児童支援部G会議「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」 | |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童支援部G会議「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」 ○学校生活アンケート | |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○個人面談 ○児童支援部G会議「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」 | ○集会活動（集会委員会） |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童支援部G会議「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」 ○学校生活アンケート | ○体育委員会集会活動 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○授業参観懇談会 ○児童支援部G会議「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」 ○児童支援全体会 | ○集会活動（集会委員会） ○代表委員会活動 |
| 3月 | ○児童支援部G会議「亀井野小学校いじめ問題対策委員会」 | ▼ |

いじめ等についての相談窓口

- 藤沢市教育委員会いじめ相談ホットライン
TEL0466-25-2500 9:00～17:00(土日祝日と年末年始を除く)
- 藤沢市教育委員会いじめ相談メール
<http://www.city.fujisawa.jp> (藤沢市ホームページトップ画面)
- 藤沢市学校教育相談センター
TEL0466-50-3550 9:00～17:00 (土日祝日と年末年始を除く 土曜日は12:00まで)
- 24時間子どもSOSダイヤル
TEL0120-0-78310 あるいは (0466)81-8111 (24時間365日受付)
- チャイルドライン
TEL0120-99-7777 16:00～21:00